

令和元年度第3回

大船渡市国民健康保険運営協議会会議録

令和2年2月12日（水曜日）午後1時30分開会

大船渡市国民健康保険運営協議会

令和元年度第3回 大船渡市国民健康保険運営協議会 会議録
令和2年2月12日（水曜日）午後1時30分開議

会議日程

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 議 事

(1) 諮問第1号 大船渡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止することについて

(2) 諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めることについて

(3) 諮問第3号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第2号）を定めることについて

(4) 諮問第4号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて

(5) 諮問第5号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて

(6) そ の 他

6 そ の 他

7 閉 会

本日の会議に付した事件

～会議日程に同じ～

出席委員（10名）

公益代表委員

田村福子君

武田曉子君

下田初雄君

崎山恵美子君

保険医・保険薬剤師代表委員

大津定子君

金野良則君

被保険者代表委員

熊谷勳君

朴澤美代子君

沼田京子君

高木久子君

欠席委員（2名）

保険医・保険薬剤師代表委員

瀧向透君

岩渕由之君

事務局出席者

統括監

生活福祉部長

生活福祉部国保年金課長

総務部税務課長補佐

生活福祉部国保年金課長補佐

生活福祉部国保年金課係長

志田努君

熊澤正彦君

佐藤信一君

鈴木宏延君

佐々木直央君

門口光貴君

午後 1 時 30 分開会

○生活福祉部長（熊澤正彦君） まだ1名の方が来られておりませんが、定刻ですので始めさせていただきます。

本日はお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。会議の進行を務めさせていただきます生活福祉部長の熊澤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして、ただいまより令和元年度第3回大船渡市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、志田統括監より挨拶を申し上げます。

○統括監（志田努君） 皆さんこんにちは。大変ご苦勞様でございます。統括監の志田と申します。戸田市長が出張中でありますので、代わって私の方からご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、田村会長様をはじめ、委員の皆様には、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、市政各般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、国民健康保険につきましては、平成30年度からの制度改正に伴いまして、岩手県と市町村が共同で運営することとなり、各市町村は、算定された納付金を県に納入する形に移行しているところでございます。先月県から示されました、令和2年度納付金の最終算定における当市の1人当たり保険税額は、国の財源措置等による激変緩和実施後におきまして、平成28年度と比較しますと7.95%増、また令和元年度、今年度と比較しましても2.62ポイントの増と算定されたところでございます。令和元年度及び令和2年度における当市の国民健康保険税は、被保険者数や市民所得の減少等により、減収が見込まれている一方、高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い、医療費は増加傾向にございまして、国保財政は非常に厳しいものとなっております。

こうしたことから、今年度の補正予算及び令和2年度の当初予算におきまして、岩手県の財政安定化基金からの借入れや当市の国民健康保険財政調整基金からの繰入れにより、財源不足分の補填を予定しておりますが、依然として厳しい財政状況であることに変わりなく、今後、被保険者の税負担の見直しがどうしても避けられないところであります。

市といたしましては、命と健康を支える国民健康保険制度が、被保険者の皆様にとって公平かつ安定的で持続的なものとなりますよう、引き続き医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を切にお願いする次第でございます。

また、国民健康保険診療所につきましては、常勤医師の定年退職に伴い、令和2年度から、越喜来、綾里及び吉浜診療所の診療体制を変更することとしておりますが、引き続き、地域医療の確保と健全運営に取り組んでまいります。

本日は、令和2年市議会第1回定例会に提案させていただきたく、大船渡市国民健康保

除高額療養資金貸付基金条例を廃止する条例及び令和元年度国民健康保険特別会計の補正予算、令和2年度の当初予算についてご審議をお願いいたします。

委員の皆様方には、ご忌憚のないご意見等をお願いいたしまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 続きまして、田村会長よりご挨拶をお願いいたします。

○公益代表委員・会長（田村福子君） 委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、国保運営協議会の方は、統括監の方から素晴らしい挨拶がございましたので、それは省いておいて、昨年は自然災害の年でございました。今年も自然災害を払拭できるような、いい年になればいいと思っておりましたが、また今、テレビ、新聞等で報道されておりますが、新型コロナウイルスが蔓延している状態でございます。楽しい旅行のはずが、船の中で隔離されているような状態でございます。このウイルスだっどどこからもらうか分かりませんので、普段注意していても、旅行先や風邪からうつるといふこともありますし、マスクをしても、マスクの脇からも入ってくると言われております。船に隔離されている方、中国からこちらの方に戻って来た方達も、ホテル等に避難しておりますので、早く回復していただきたいと思っております。今日の青空みたいな感じで、早く回復していただきたいと思っております。先ほど「今日みたいな天気はいいですね。」と大津先生に行ったら、「冬はやっぱり寒くないと。」と言われましたけれども、爽やかな青空を私達は期待していきたくと思っております。

本日は、議題の方も盛り沢山でございますので、皆様からの意見を頂戴しながら進めていきたくと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） はい、ありがとうございます。

この後、引き続き会議の方に移りますが、ここで志田統括監は別用務のため退席とさせていただきます。

（志田統括監退席）

本日の出席者はご覧の9名であります。高木委員は出席の予定ですが、間もなく到着すると思われまふ。欠席の委員は、瀧向 透 委員、岩瀧 由之 委員の2名でございます。

大船渡市国民健康保険条例施行規則の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立となります。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。会議の議長につきましては、大船渡市国民健康保険条例施行規則の規定によって、これからの進行は会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田村福子君） それでは、議事を進行させていただきます。会議録署名委員の指名でございます。本日の会議録署名委員には、被保険者代表の朴澤美代子委員と被保険者代表の高木久子委員のお二人を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、さっそく議事に入らせていただきます。(1) 諮問第1号「大船渡市国民健康保険高額医療資金貸付基金条例を廃止することについて」事務局から説明をお願いいたし

ます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

諮問第1号 大船渡市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例を廃止することについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料1-1」と「資料1-2」となります。

基金条例は「資料1-2」のとおりでございますが、内容の説明は省略させていただき、「資料1-1」により説明させていただきます。

「資料1-1」の1、廃止理由でございます。

当該基金は、国民健康保険の被保険者が医療機関に支払う医療費のうち、高額療養費分を事前に貸し付けるもので、診療月の約4か月後に被保険者へ高額療養費が償還されるまでの資金繰りの支援を目的とし、昭和52年7月に設置した、定額の資金を運用するための基金でございます。

しかし、健康保険法等の改正によりまして、平成19年4月から、入院に係る高額療養費が限度額適用認定証の提示による現物給付化となり、さらに、外来分につきましても平成24年4月から現物給付化となったことに伴い、医療機関の窓口での支払が自己負担限度額までにとどめられ、高額な医療費の貸付を必要とする状況が解消されたところであります。

これらの制度改正後も、貸付利用の可能性を考慮し基金を存続してきたところでありますが、平成22年度以降の貸付実績は皆無であり、基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったと考えられることから、当該基金を廃止しようとするものであります。

2 施行期日は、令和2年3月31日、

3 基金の額は、800万円、

4 近年の貸付実績は、表のとおりであります。

入院分の現物給付化がされた平成19年度以降においては、入院分の貸付実績は無く、また、外来分の現物給付化がされた平成24年度以降においても、外来分の貸付実績はありません。

さらに、平成22年度から現在までの10年間、貸付実績がない状況となっております。

また、補足でございますが、県内都市におきましては、北上市が平成24年度に、宮古市と遠野市が平成27年度に、それぞれ当該基金を廃止しているところであります。

なお、当該基金を廃止した場合においては、基金の額800万円は、令和元年度の国民健康保険特別会計（事業勘定）に全額繰入する予定であります。

以上で説明を終わります。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございました。今、事務局の方から説明がございましたが、皆様から何か質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。諮問第1号について原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） ご異議がないようですので、諮問第1号について原案を承認することを答申いたします。

続きまして、諮問第2号「令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めることについて」事務局からの説明を求めます。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第2号についてご説明申し上げます。

諮問第2号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料2-1」と別冊「資料2-2」となります。

はじめに、「資料2-1」の予算説明資料をご覧ください。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる、歳入・歳出の補正で、補正額は2,915万4千円の減額となっております。

以下、歳入、歳出とも大きな要因についてご説明申し上げます。

はじめに、歳入ですが、1款の国民健康保険税が、納付実績による収入見込により、現年課税分及び滞納繰越分の全体で3,655万9千円の減額となっております。

次に、4款の県支出金ですが、保険給付費等交付金などの交付見込みにより、1億1,909万3千円の減額となっております。

主なものは、保険給付費の支出額に対して県から交付される普通交付金が、1億495万4千円の減額となっております。

次に、6款の繰入金ですが、事業費の再算定に伴う一般会計からの繰入金及び高額療養資金貸付基金の廃止に伴う基金繰入金で、4,780万3千円の増額となっております。

内訳は、国保税軽減世帯の増加により、保険基盤安定繰入金が1,839万円、財政安定化支援事業繰入金が2,151万5千円、それぞれ増額となっております。

次に、9款の市債ですが、国民健康保険税の収納不足に伴い、岩手県の財政安定化基金からの借入金が、4,200万円増額となっております。

続いて、歳出でございます。

2款の保険給付費ですが、給付実績を基に算定した決算見込みにより、3,100万円の減額となっております。

主な内容は、退職被保険者の療養給付費が、退職被保険者数が見込みより大幅に減少したことにより、2,700万円の減額となっております。

次に、6款の基金積立金ですが、国民健康保険税の収入不足等により、1,150万円の減額となっております。

次に、7款の諸支出金ですが、こちらは支出額が確定したことにより、1,702万6千円の増額となっております。

主な内容は、県支出金等償還金1,836万2千円の増額です。

他の項目については、ご覧のとおりですので後ほどお目通し願います。

それでは、次に「資料 2-2」(事業勘定) 補正予算(第 3 号)の 1 ページをお開き願います。

令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第 3 号)。

令和元年度大船渡市の国民健康保険特別会計(事業勘定) 補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,915 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 7,007 万 5 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入、歳出とも、款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

1 款 1 項 国民健康保険税、3,655 万 9 千円の減

4 款 県支出金、1 項 県補助金、1 億 1,909 万 3 千円の減

6 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、3,980 万 3 千円の増

2 項 基金繰入金、800 万円の増

7 款 1 項 繰越金、1,901 万 9 千円の増

8 款 諸収入、2 項 雑入、1,767 万 6 千円の増

9 款 市債、1 項 財政安定化基金貸付金 4,200 万円の増

以上、補正額の合計額は、2,915 万 4 千円の減で、歳入合計額を 44 億 7,007 万 5 千円とするものでございます。

次に 3 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、140 万円の減

2 項 徴税費、61 万 7 千円の減

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費 2,800 万円の減

2 項 高額療養費、300 万円の減

3 款 1 項 国民健康保険事業費納付金、補正額 0 円、財源振替でございます。

5 款 保健事業費、1 項 特定健康診査等事業費、166 万 3 千円の減

2 項 保健事業費、補正額 0 円、財源振替でございます。

6 款 1 項 基金積立金、1,150 万円の減

7款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1,694万円の増

2項 繰出金、8万6千円の増

以上、補正額の合計額は、2,915万4千円の減で、歳出合計額を44億7,007万5千円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正でございます。

1. 市債、(1) 追加でございます。

起債の目的、財政安定化基金貸付金。

限度額、4,200万円。

起債の方法、普通貸借。

利率、無利子。

償還の方法、岩手県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えることができる。ものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

(高木委員着席)

○議長(田村福子君) それでは、ただいま事務局から説明がございましたが、皆様の方から何か質問ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) ございませんか。はい、それでは、お諮りいたします。諮問第2号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

(「なし」という声あり)

○議長(田村福子君) では、ご異議がないようですので、諮問2号について原案を承認することを答申いたします。

続きまして、(3)の諮問第3号「令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第2号)を定めることについて」事務局からの説明をお願いいたします。

○国保年金課長(佐藤信一君) それでは、諮問第3号についてご説明申し上げます。

諮問第3号 令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第2号)を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料3-1」と別冊「資料3-2」となります。

はじめに、「資料3-1」の予算説明資料をご覧ください。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各費用の内容を精査した決算見込みによる、歳入・歳出予算の補正で、補正額は265万4千円の増額となっております。

以下、歳入、歳出とも大きな要因についてご説明申し上げます。

はじめに歳入ですが、1 款の診療収入が 1,330 万 9 千円の減額となっております。

これは、各診療所の診療実績による収入見込みによるもので、患者数の減少によるものでございます。

次に 4 款の繰入金、1,446 万 8 千円の増額ですが、診療収入が減少したこと及び医業費の増額に伴う、運営費不足分の一般会計からの繰入金でございます。

続いて歳出ですが、2 款の医業費において、決算見込みによる、主に医薬品購入費の増額により、242 万 4 千円の増額となっております。

他の項目については、ご覧のとおりですので後ほどお目通し願います。

それでは、「資料 3-2」の（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）の 1 ページをお開き願います。

令和元年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）。

令和元年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 265 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,111 万 8 千円とする。

第 2 項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条 地方債の変更は「第 2 表 地方債補正」による。

2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入、歳出とも、款、項、補正額の順に申し上げます。

歳入でございます。

1 款 診療収入、1 項 入院外収入、1,226 万 6 千円の減

2 項 その他の診療収入、104 万 3 千円の減

2 款 使用料及び手数料、1 項 使用料、1 万 3 千円の増

2 項 手数料、32 万 9 千円の減

3 款 国庫支出金、1 項 国庫補助金、42 万 7 千円の減

4 款 繰入金、1 項 他会計繰入金、1,438 万 2 千円の増

2 項 事業勘定繰入金、8 万 6 千円の増

5 款 1 項 繰越金、298 万 9 千円の増

6 款 諸収入、1 項 雑入、15 万 1 千円の減

7 款 1 項 市債、60 万円の減

以上、補正額の合計額は、265 万 4 千円の増で、歳入合計額を 2 億 8,111 万 8 千円とするものでございます。

続いて歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 施設管理費、23 万円の増

2 款 1 項 医業費、242 万 4 千円の増

以上、補正額の合計額は、265 万 4 千円の増で、歳出合計額を 2 億 8, 111 万 8 千円とするものでございます。

次に 3 ページをお開き願います。

第 2 表 地方債補正ですが、変更部分は起債の借入限度額を 60 万円減額し、220 万円とするものでございます。

なお、補正予算に関する説明書の説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございました。ただ今事務局から説明がございましたが、皆様から何かご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） よろしいですか。それでは、お諮りいたします。諮問第 3 号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、では、ご異議がないようですので、諮問 3 号について原案を承認することを答申いたします。

続きまして、(4) 諮問第 4 号「令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて」事務局からの説明をお願いします。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第 4 号についてご説明申し上げます。

諮問第 4 号 令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするものでございます。

資料は、別紙の「資料 4－1」と別冊「資料 4－2」となります。

今回は、はじめに別冊の「資料 4－2」の予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 2 年度大船渡市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)。

令和 2 年度大船渡市の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43 億 682 万 2 千円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第2号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以降の説明については、別紙「資料4-1」により説明をさせていただきます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、ご承知のとおり、平成30年度の国民健康保険制度の改正から3年目を迎え、財政運営の主体となった県が、市町村ごとに決定した国民健康保険事業費納付金について、市が県に納付し、県からは保険給付費に必要な費用を、保険給付費等交付金（普通交付金）として市に支払われることになっております。

被保険者数の減少が見込まれることから、歳入の保険給付費等交付金は5.6%の減、歳出の国民健康保険事業費納付金は5.8%の減となり、予算規模は前年度に比べ、約1億7千万円の減、率にして4.0%の減となったところです。

国民健康保険税は、税率を現行どおりとし、一般被保険者の現年度分収納率を前年度と比較し1%ほど上昇すると見込んだものの、市民所得と被保険者の減少等を反映した結果、現年度分の収納額では対前年度当初予算比で6.4%の減、資料には6.5%と記載されておりましたが、誤りでございましたので、6.4%に訂正をお願いします。滞納繰越分を含めた収納額の合計では6.7%の減と見込んでおります。

中でも、令和元年度に対象者がなくなる退職被保険者の収納額を74.2%の減と見込んでおります。

繰入金は、保険基盤安定分、財政安定化支援事業分が前年度よりそれぞれ約300万円、約1,400万円の増を見込む半面、特別会計の収入不足が見込まれることから、財政調整基金繰入金約4,600万円、一般会計からの法定外の繰入金約300万円を計上し、対前年度比18.0%の増と見込んでおります。

保険給付費は、一人当たりの医療費は増嵩傾向が続いておりますが、被保険者数の減により、総額で対前年度比3.4%の減と見込んでおります。

次に、2. 予算の概要でございますが、要点のみの説明とさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

国民健康保険税は、7億2,008万6千円となっており、被保険者世帯数の減少により、対前年度比で6.7%の減となっております。

3款 国庫支出金は、452万3千円となっており、このうち440万3千円は、令和3年3月から開始されるオンライン資格確認システムに対応するための、システム改修費に対して交付されます。

4款 県支出金は、31億9,527万9千円となっており、保険給付費のうち療養諸費、高額療養費、移送費の支出額に対し、保険給付費等交付金の普通交付金として県から交付されますし、保険者努力支援分や特別調整交付金等が特別交付金として交付されます。前年度より5.6%の減となっております。

続いて資料の裏面になります。

6款 繰入金、3億7,443万7千円ですが、国民健康保険税の軽減分や職員給与費等事務費などの一般会計からの繰入れ、及び財政調整基金からの繰入金で、財政調整基金繰入金の4,637万5千円の増額により、前年度より18.0%の増となっております。

次に、歳出でございます。

1款 総務費ですが、9,356万7千円となり、内容は人件費や国保連合会への負担金等で、そのほとんどが一般会計からの法定の繰入れによって賄われているものでございます。

2款 保険給付費は、31億5,359万1千円となり、内容は保険者が負担する給付費で、通常は医療費の7割を給付しており、前年度当初予算との比較では、3.4%の減となっております。

なお、内訳はご覧のとおりでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金は、10億609万3千円でございます。

市町村ごとの所得割合、被保険者数割合及び医療費水準を反映して算定した額を県へ納付するもので、先般、県から令和2年度の納付金額の算定結果の通知があり、当市の納付金額は10億609万2,280円となったところであります。

なお、納付金算定の詳細な内容については、本日配付しておりました、別冊の「資料7」をご覧願います。その他でご説明したいと思います。

令和2年度の納付金額の算定に当りましては、納付金方式への制度改正に伴い、保険税負担が急激に増加しないよう、平成30年度及び令和元年度分に引き続き、一定割合の上昇で抑える激変緩和措置が講じられることになりました。

最終的には、一定割合は、医療費の平均伸び率2.95%を乗じ、さらに激変緩和措置に活用可能な財源の状況による係数1.56%を加算し、平成28年度の保険税額から7.95%上昇することになったところでございます。

5款 保健事業費につきましては、3,497万8千円となり、特定健康診査、医療費通知、レセプト点検事業、ジェネリック医薬品の差額通知等に係る費用を計上しております。

特に、特定健康診査の受診率の向上と、ジェネリック医薬品の普及拡大につきましては、医療費の抑制効果が大きいものと考えており、引き続き関係機関の協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、国保事業勘定の財政運営につきましては、歳入では、唯一の自主財源である国保税の減収が見込まれており、また、一人当たりの医療費の増加や、県納付金の算定に係る激変緩和措置の段階的な縮小、震災被災者の一部負担金免除措置の延長による負担の継続などもあり、令和2年度においては、財政調整基金積立金の全額繰入と一般会計からの法定外の繰入を計上したところであり、非常に厳しい財政状況となっております。

このような状況の中、県へ納付する納付金額の算定においては、各市町村の医療費水準が大きく影響してまいりますので、健康推進を積極的に働きかけ、なお一層の医療費適正化を図って行く必要があると考えております。

さらに、令和3年度からの県への納付金の算定方法が見直しされることで、現在検討が始められているところでありますが、今後も、都道府県化の制度改正に伴って1人当たりの税負担の増額が見込まれますし、また、国民健康保険税が所得の推移により減収傾向になっている状況にもありますことから、令和2年度においては、今後の国民健康保険税の適正な負担について検討してまいりたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございました。ただ今事務局から説明がございましたが、皆様から何かご質問ございませんでしょうか。それでは、金野委員お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 金野です。よろしくお願いします。

細かいところですけど、確認を含めてなんですけど、今後の予算以降の事業についてどうこうっていうわけでもないのですが、今の話でいうと、歳出の方の保健事業費に関しては、これくらい予算の厳しい中でも、前年度の補正から比べても、増加していると思われるんですね。他の部分に関しては、減らして減らして、何とか切り詰めてやっているんですけど、先ほどの説明の中でも医療費抑制の効果はジェネリック、薬側なので、ジェネリックの部分もあると思うんですが、特定健康診査の部分も厚くするという意味合いがあるのかなと思うんですが、ここをあえて増やしていることは、何かそれ以外にお考えがあるのかなと思ったんですが。

○議長（田村福子君） 事務局お願いします。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい、お答えいたします。保健事業に関しましては、国の方の補助金で、保険者による努力支援制度がございます。これは、保健事業等特定健診も含めてですが、そういった努力をしている自治体に対して交付されるもので、これを財源にして大船渡市は実施している状況ですので、さらに推進を進めていくという意味合いもございます。

○議長（田村福子君） はい、よろしいでしょうか。その他に、皆様からご質問ございませんか。では、大津委員お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 何回かこの会議に出させていただいて、何年か経ってますけど、毎年印象に残るのは、厳しい財政、赤字という言葉なんですけど、先ほど税金の、国保税の適正化を図ることによって解消したいということをおっしゃっていますが、どのような具体案をお持ちなのか、差し支えなければ、お示しいただきたいと思っております。

○議長（田村福子君） はい、事務局お願いいたします。

○国保年金課長（佐藤信一君） 国保の特別会計につきましては、歳出にかかる分を押しえまして、それに見合うご負担を被保険者の方々からいただくということで、例えば、市の一般会計でございますと、年間に税金がこのくらい入って、国からこのくらい交付金がきますので、その中で、何の事業をやるのかというのは、歳入を見込んでから、歳出の方

を組み立てるわけですが、国保の方につきましては、保険給付費等は、なかなかコントロールできない部分ですので、歳出の部分を見込みまして、それに見合う財源を確保するというございます。国の方から、保険の交付金等もいろいろ毎年度変わってまいりますので、努力支援の交付金等も活動の内容について変動してまいりますので、いずれ交付金以外の部分については、被保険者の方から負担をいただくというところございます。それで、今回、市の財政調整基金、国保の調整基金は積立金があったんですが、当初予算を組むにあたりまして、全額繰入れております。それで市の財政調整基金の残高もない状況ございます。財政調整基金もこのように財政の変動がある場合に備えて、いくらかは、残額を確保したいと考えております。さらに、都道府県化の制度改正に伴いまして、県の方に納付する納付金も大船渡市の方が医療費水準は県平均より低いんですけども、あまり重病者がいないという状況ですけども、所得水準が高めにございますので、多く負担するという状況になっております。ただ、その県に納付する納付金につきましても、毎年段階的に、ある程度一定割合増やしていくという状況にありますので、いずれ国保税の見直し、被保険者からいただく税の部分の見直しが必要かなと思っております。都道府県化の制度改正、30年度以降になってから初めての税率の見直し等が必要になってくる状況ございますので、市民の方々については、その財政の状況や仕組み等を詳しく理解いただきながら、そういう作業をしていく必要があると思っております。以上ございます。

○議長（田村福子君） 大津委員よろしいでしょうか。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） お願いというか、これからの希望というか、この支出、要するに医療費の負担額ですね、それは、年齢別とかで集計してますでしょうか。例えば65歳以上の高齢者に関わる医療費が何パーセントで、15歳未満までは何パーセント、あるいは働き盛りの30代40代の人負担はどのぐらいという割合ができますと、医療費の削減というか、歳出の分はかなり改善されていくのではないかなと思うんですが、それらに関する取り組みは何かなさってますでしょうか。ただ市民の健康啓発ということだけでは、なかなか先に進まない話ではないかと思いますが、5年計画とかですね、子ども課の方でやっている子育て計画とか、5年とか10年とかやってますけど、それと同じような、それよりも短いスパンで追いかけていかなければならないかと思いますが、2年とか3年計画でもって未来を見るような考え方を協議されておりますでしょうか。そういう資料等をお持ちでしょうか。お作りになってますでしょうか。

○議長（田村福子君） 事務局お願いいたします。

○国保年金課係長（門口光貴君） 保険給付費の抑制に関しましては、先ほど保健事業の関係が出ましたが、中期的にということでもありますが、医療費通知を発送して、医療費がこれぐらいかかっていますというような意識啓発ですとか、ジェネリック医薬品の差額通知を発送するなどして、こちらの意識啓発もするというようなこともあります。それから特定健診につきましては、早い時期に受けていただく必要があるということで、そうい

った意識啓発を行うことによっても、高齢の方は特にそうですが、早めの受診を呼びかけるなどの対応はしております。

○議長（田村福子君） はい、あと年代別の件もお願いします。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい、年齢ごとに関しましては、就学前、それから就学後から64歳まで、さらには65歳以上から74歳未満まで、こちらの方の統計は取っております。それを分析しながら、今後さらに医療費抑制には努めていきたいと考えております。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 差支えなければ、その割合ですね、就学前と就学後から64歳までですと、かなり漠然とした数字だと思うんですけど、もうちょっと細かく年齢を区切った方がよろしいんじゃないかと思いますが。20歳までとか、それから50歳までとか、65歳まで、70歳以上とか、区切りをつけることによって、それで特定健診の利用の仕方などの指導もしないと、かえって受診率が上がったりするんですね、保険負担も多くなると思うんですけど、そういうところのきめ細かな調査と、それに基づく市民への啓発というか、管理というか、そういうことを広げていかれてはいかがでしょうか。今の資料だとちょっと不十分な気がいたしますが、もう少し深くお入れなさって考えていただきたいと思います。これは回答は要りません。不十分なことが分かりただけでも、今日の会議は得たものがあります。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい、では先ほどの区分に関して、1人当たりの費用額だけがございますので、報告しておきたいと思います。

就学前に関しましては21万円程、就学後から64歳に関しましては31万円程、それから65歳から69歳までに関しましては42万3千円程になりますし、70歳以上一般の方になりますが1人当たり費用額は52万7千円程というような形になっております。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。先ほど大津委員から提案がありましたこと、ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

その他に、皆様からご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） なければ、お諮りいたします。諮問第4号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議がないようですので、諮問4号について、原案を承認することを答申いたします。

次に、諮問第5号「令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて」事務局から説明をお願いいたします。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、諮問第5号についてご説明申し上げます。

諮問第5号 令和2年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）を定めることについて、大船渡市長から諮問を受けましたので、本協議会の審議をお願いするもの

でございます。

資料は、別紙の「資料５－１」と別冊「資料５－２」になります。

はじめに、別冊の「資料５－２」の予算書の１ページをお開き願います。

令和２年度大船渡市国民健康保険特別会計予算（診療施設勘定）。

令和２年度大船渡市の国民健康保険特別会計（診療施設勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２億５,７９０万７千円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

以降の説明につきましては、別紙「資料５－１」により説明をさせていただきますが、その前に、本日お手元に配付しておりました「資料６」をご覧ください。

令和２年度以降の医科診療所の診療体制について、簡単にご説明いたします。住民説明会を１月行いましたけれど、その際の資料になります。新聞記事等で概ねの内容については報道されておりますが、越喜来診療所長の佐々木道夫医師が、本年度末をもって定年退職することに伴いまして、本年４月から、越喜来診療所長に現在の綾里・吉浜診療所長の渡邊周永医師が就任し、また、綾里と吉浜の診療所長には、引き続き佐々木道夫医師に、令和２年度からの新しい制度の職名となりますが、会計年度任用職員として勤務していただくこととし、医科の３診療所の診療体制を資料の内容とおり変更いたします。

越喜来診療所は、月曜日から金曜日まで、午前９時から午後５時まで、小児科と内科の診療を行います。乳幼児健康診査や予防接種などの予約による診療も行います。

綾里診療所と吉浜診療所は、ともに内科診療で、それぞれ週２日、午前診療とします。

綾里診療所は火・木曜日の午前中、吉浜診療所は水・金曜日の午前中の診療となります。

それでは、別紙「資料５－１」により説明をさせていただきます

まず、１の基本的な考え方でありまして、

診療収入は、１日平均の患者数を医科は６１.２人、歯科は１９.２人と見込みましたが、診療日数の減少などから、前年度より約２９０万円、１.９%の減となっております。

また、歳出の医業費は、医療機器購入費用の減少等から、前年度より約５８０万円、１０.４%の減となっております。

このような状況から、一般会計からの繰入金は、運営費の減少により９,５８７万３千円となり、前年度より約１,３００万円、１１.９%の減となっております。

次に、２の予算の概要でございますが、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、歳入でございますが、

１款 診療収入は、１億５,１０２万５千円で、先ほど申し上げましたように対前年度比で１.９%の減としたところでございます。

３款 繰入金 １億４６５万円につきましては、診療所運営費分に対する一般会計繰入金

が約1,300万円減額となっており、全体として対前年度比で11.7%の減となっております。

続いて、歳出でございます。

1款 総務費ですが、1億8,558万8千円となっており、職員給与費、施設維持管理費及び研究研修費でございます。

なお、越喜来診療所のトイレ改修工事に係る、設計、工事監理の委託料及び工事請負費、総額1,121万5千円が計上されております。

これは、綾里診療所、吉浜診療所及び歯科診療所のトイレにつきましては、全てウォシュレット対応の洋式トイレとなっておりますが、越喜来診療所の現在のトイレは、和式4基、ウォシュレットなしの洋式が8基であり、この12基すべてをウォシュレット対応の洋式に改修するものでございます。また、ベビーチェアー1基と、オストメイト1基を増設いたします。

2款 医業費ですが、4,932万1千円で、医療用機械器具費の減額により、対前年度比10.4%の減となっております。

3款 公債費は、2,299万8千円で、対前年度比0.7%の微増となっております。

説明は以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。ただ今、事務局の方から説明がございましたが、皆様から何かご質問ございませんでしょうか。はい、大津委員お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 質問ですけど、1日平均の患者数を医科61.2人、歯科19.2人とありますが、医科の人数は3つの診療所の平均でしょうか。1つの診療所の平均でなく、3診療所の平均でございますか。

○国保年金課長（佐藤信一君） 医科の61.2人につきましては、3診療所それぞれの1日当たりの平均患者数の合計人数になっております。

○議長（田村福子君） よろしいですか。その他に、ご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、お諮りいたします。諮問第5号について、原案を承認する旨を答申することとしてご異議ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） はい、ご異議ないようですので、諮問5号について原案を承認することを答申いたします。

続きまして、(6) その他でございますが、委員の皆様方から何か提案事項はございますでしょうか。はい、金野委員お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（金野良則君） 先ほど大津先生の方からも話があった部分も含めてですが、保健事業の中で、頑張っているということによそから予算をもらってやるもので、しかも先ほどちらっと言ってもらった年齢別の数字があるのなら、通知のあり方もジェネリック云々だけでなくしては。以前も提案させていただいたんですが、年

齢が上がった人達には、医師会とも相談した上で、「残っている薬はありませんか？」みたいなことをやっていった方がいいのでは。薬局では、残っている薬を聞き出して病院に連絡し、その分を差し引いて出すようにしていますが、それだけでも90日出るうちの、今回は10日分でいいと言う人がいっぱいいて、1人分だけで何十万というお金が、年間に人数をかけると、たぶん1,000万とかじゃなくて億の単位まで動かせるんじゃないかと思うので。あとは、薬を飲んでいないことをどうしても先生に言えなくて、残っている人もいっぱいいるので、その辺も全部回収していくような通知を年齢層によって出しては。たぶん65歳以上の人にジェネリック、ジェネリックって言っても、「だって病院が決めるし」という感じになってしまうと思うので、そんな通知のあり方も考えていくと、もう少し有意義になるのかなあと思うので、ご活用いただければと思います。以上です。

○議長（田村福子君） はい、ありがとうございます。その他に何か、はい、下田委員お願いいたします。

○公益代表委員（下田初雄君） 下田でございます。お尋ねしたいんですが、先ほど来、次年度におきまして、いわゆる国民健康保険税の金額が増加する見込みというようなお話をいただいておりますが、何が大きな原因で、増額をしなければならないのかということ、もう一度、明確にお話いただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（田村福子君） はい、事務局お願いいたします。

○国保年金課長（佐藤信一君） 今回、元年度予算につきましては、保険税の減収に伴いまして、県の方から財政安定化基金を、無利子での基金ですが、借入れすると。2年度の当初予算におきましては、市の財政調整基金の全額を繰入れして、予算を編成するという状況になっております。赤字の要因でございますが、国保の制度改正に伴いまして、県の方に納付金を納付するというシステムになっております。その部分が、先ほども説明したとおり、大船渡市は復興需要の関係で、所得が県下でもトップレベルの状況でしたので、国保の相互扶助の精神の考え方からいえば、いっぱい所得のある方はいっぱい負担するという状態の算定にもなっておりますので、そこの部分で納付金の金額がどうしても高くなってくると。あるいは県の納付金を算定する際も県の医療費の増額を見込んだ金額をまず各市町村に負担をお願いするという状況になっておりますので、県全体で高齢化、年齢構成が高くなったり、医療の高度化によって1人当たりの医療費がどうしても何パーセントか毎年上昇しているという状況にもなっております。さらに、東日本大震災の一部負担金免除の方をずっと継続して、令和2年も継続しておりましたが、当市におきましては、これまで、一部、ずっと9割程が国、県から、一部負担金免除の医療費額について財政措置があるんです、1割はそれぞれの市町村で負担するという状況になっておまして、これまで大船渡市は、大体その負担分が2億3,000万程になっております、累積で。さらに、それに2年度分の負担分が今度加算になってきますので、そこの部分も数億という、一般財源で負担しておりますので、こういう財政状況になっているかと思っております。あとは、国保税の減収というところになります。国保税につきましては、これまで市の所得の

方が好調に推移しておりまして、1人当たりの保険税が平成24年度以降、ずっと毎年、伸びておりました。ところが、今年度の課税になりまして、減額になったという部分がありますので、その所得割の部分、1人当たりの所得割が、令和2年度の当初予算でも8%程減額になっていると試算をしております。そういうところが、主な要因になるかと思いません。それで前回、国保の税率改正は、平成24年度に行なっております。その際は、税率改定が26%の増額になっておりました。それで一般会計の方からも、法定外繰入2億5,000万円程繰入れして対応したという状況になっております。その後、24年度からの改正後、所得の推移が好調だったというのが、これまでの国保財政の状況でございました。それで国保の財政調整基金の方にも多少積み立てもできたという状況でございます。いずれ、財政赤字の要因につきましては、先ほども説明したとおりの要因となっております。以上でございます。

○議長（田村福子君） よろしいでしょうか。

○公益代表委員（下田初雄君） それに付け加えてですが、ただ今の説明をいただきまして分かりましたが、大船渡市におきましては、病人が他市町村よりも多く出るとか、高額な病気が多く発生しているということではございませんね。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、資料7をご覧いただきたいと思います。その他のところで説明しようと思ったんですけど、資料7の7ページ、後ろの方になります。これが、令和2年度の県に収める納付金の激変緩和実施前ということで、こちらの保険者の額に医療費指数というのが書いてございます。これは、1.0が岩手県の平均になりますが、大船渡市は0.98470ということで、こちらは前年より多少、0.0127微増はしてはしておりますが、まだ1.0より下回っておりますので、県平均から比べれば医療費水準は低いという状況になっております。多少は高額の対象者等も、年度によっては増えている時もありますけど、全体的にならしますと、0.98470ということで平均よりは低いと、この部分を保健事業で下げていく必要があると感じています。以上です。

○公益代表委員（下田初雄君） 分かりました。それではもう一つなんですけど、今までご説明をいただいた中で「流用」という文言がございまして、これは行政で使う用語で、この項目のお金が多く出たために、他項目の余っている方からそれを補ったという意味合いですよね。民間では、流用というのは決して良いイメージがないんですよ。使い込んだとか、そういう考え方になることがあるものですから。

○国保年金課長（佐藤信一君） それでは、資料4-2の1ページの第2条ですが、歳出予算の流用ということで載っております。下田委員からお話があったとおり、これは国保事業会計に特別に認められた内容でございまして、通常、国保以外の会計におきましては、款項第1表に載っております歳入歳出の表、これがいわゆる予算ということで、款項をまたいで予算は、議会の議決を得なければ流用できないということになっておりますが、国保事業につきましては、この第2条というのを特別に設けております。といいますのは、保険給付費は請求が来てから支払うわけですが、保険事業はなかなかコントロールできな

い部分がありますので、請求がきてから初めて分かる部分もありますので、保険給付費を払う場合に、予算がないと支障があるということで、この第2条については、同一款内での流用はできますというところを、特別に国保事業だけ設けさせて、これは地方自治法で決まっております。

○公益代表委員（下田初雄君） 分かりました。行政の特別な軸なんだとは思っていましたが、そういうことでございますね。

○国保年金課長（佐藤信一君） はい、さらに事業勘定が特別にこういうものがあるということですよ。

○議長（田村福子君） はい、では、その他に皆様から何かありましたら。はい、どうぞ。

○公益代表委員（下田初雄君） もう一つお願いします。資料1-1でですね、平成24年4月から現物給付化になったということですが、これは現金で払うということなんですか。これはどういう意味でしょうか。

○国保年金課係長（門口光貴君） 現物給付化ということですが、その名のとおり現金で払わない形になるんですが、現物給付化の前までは、例えば高額療養費が発生した場合には、その場で高額療養費分も払って、後で4ヶ月後に償還されるという形だったんですけど、制度ができてから、限度額認定証を医療機関の窓口に出すと、その場で高額療養費分だけは支払わなくてよいという形で、これが現物給付化です。

○公益代表委員（下田初雄君） そういう意味ですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（田村福子君） はい、では、大津委員お願いいたします。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 先ほど質問しようと思ったところだったんですが、資料4-1の出産育児諸費のところですよ。1件当たり42万円の出産育児一時金は18件。18件だけなんですか、国保では。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい、そのとおりで、来年度は18件程を見込んでおります。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） あとは社会保険の方から支払われるんですね。これは、社会保険事業所と同じ金額ですか。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 案外少ないですね。あと、葬祭費というのは何ですか。

○国保年金課係長（門口光貴君） 葬祭費は、喪主の方、葬祭を主宰された方に対して、3万円を支給するものです。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 80件ぐらいですか、大船渡市では。

○国保年金課係長（門口光貴君） はい、ここ数年は80件~90件で推移しております。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 全件お支払いするんですか。

○国保年金課係長（門口光貴君） 申請があった喪主の方に、1件ずつ3万円を支給しま

す。それが 80 件ほど見込まれます。

○国保年金課長（佐藤信一君） 補足ですが、国保の加入世帯数と被保険者数、市民に対する割合ですが、30 年度末で、国保の加入世帯数は市全体の 37. 5%で、被保険者数は人口の 24. 8%という状況です。そういう割合での数字になります。

○保険医・保険薬剤師代表委員（大津定子君） 少子高齢化ですね。この数字を見たら、生まれるのが 18 件で、亡くなるのが 80 件でしょう。

○国保年金課長（佐藤信一君） 年間 200 人ぐらい出生しておりますが、比較的若い世代の人達で出産する方は、おそらく国保以外の割合が多いのではないかとということで、国保の予算は過去の実績等を踏まえて、このように計上しております。以上でございます。

○議長（田村福子君） はい、あと何かご質問ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○議長（田村福子君） それでは、委員の皆様方に、ジェネリックの薬をお勧めしていただきたいのと、あと、皆さんも年配ですが、さらに年配の方々に「余っている薬があれば、先生にご相談してください」と言うのも、私たち委員としての役目かもしれないので、一言申し添えていただければ、節税になるかと思しますので、よろしく願いいたします。

あとなければ、以上で議事を終了とさせていただきます、ご審議ありがとうございます。では、事務局の方にお返しいたします。

○生活福祉部長（熊澤正彦君） 慎重なご審議ありがとうございました。次に、大きなくりの 6 その他に移りたいところではありますが、先ほどは協議の中でのその他でございましたので、皆様から今回の協議以外で結構でございますが、何かございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（熊澤正彦君） なければ、事務局から何点か説明がありますのでよろしく願いいたします。

○国保年金課長（佐藤信一君）

（事務連絡として、以下 4 点を説明）

- ・ 第三者行為による損害賠償請求事件に係る訴訟の和解について
- ・ 令和 2 年度以降の診療所の診療体制について
- ・ 令和 2 年度に県へ納付する納付金の算定結果について
- ・ 国保税部分の改正を含んだ市税条例の一部を改正する条例と、補正予算の専決処分について

○生活福祉部長（熊澤正彦君） ただ今の説明に対しまして、ご質問等ございませんでしょうか。

（「なし」という声あり）

○生活福祉部長（熊澤正彦君） よろしいでしょうか。はい、それでは、以上で第 3 回大

船渡市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。
ました。

午後 2 時 57 分閉会